

第1回「石油精製物質等の新たな化学物質規制に必要な国際先導的有害性試験法の開発（②肝臓毒性、腎臓毒性及び神経毒性 in vitro 試験法の開発）」終了時評価（事後評価）検討会
資料2

研究開発評価に係る委員会等の公開について

1. 研究開発・イノベーション小委員会評価ワーキンググループ（産業構造審議会産業技術環境分科会）

産業構造審議会運営規程第4条及び第14条により、研究開発・イノベーション小委員会評価ワーキンググループ（以下、評価WG）については、以下のとおりとしている。

（1）評価WGは、原則、公開とする。

- ・開催日程は、事前に経済産業省のホームページに掲載する。
- ・傍聴については、評価WGの運営に支障を来さない範囲において認める。

（2）議事録（記名）は、原則、会議終了後1ヶ月以内に作成し、経済産業省のホームページに掲載する。また、議事要旨（無記名）については、原則、会議の翌日までに作成し、経済産業省のホームページに掲載する。

（3）配付資料（公開できるもの）は、原則、経済産業省のホームページに掲載する。

（4）知的財産権の保護等の観点から、評価WG座長の判断により、評価WGを非公開とすることができます。

この場合、公開される議事録、議事要旨等には評価WGが非公開となった事由に相当する部分は含まないものとする。

2. 評価検討会

評価検討会については、評価WGに準じて開催している。

したがって、原則、会議は公開、資料は公表される。知的財産権の保護等の観点から、評価検討会委員長の判断により、非公開とができるものとし、議事録、議事要旨の扱いも評価WGと同様とする。

【参考】産業構造審議会運営規程（平成13年1月15日）（抜粋）

第4条 審議会は、原則として会議又は議事録を公開することとする。ただし、特段の事由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

第14条 第1条から第5条までの規定は、小委員会等に準用する。